

# 「土砂災害特別警戒区域」からの

# 移転を支援します

## がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金

本市では、がけ崩れなどの土砂災害から市民の安全を守るため、土砂災害特別警戒区域に建っている危険住宅の移転費用の一部を補助します。

### ● 補助対象

土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)内にあり、当該区域に指定される前に建てられた住宅(本制度では「危険住宅」と呼びます)

### ● 補助内容

名古屋市内の安全な場所の住宅へ移転するための、既存住宅の除去費や、移転先の住宅の建設、購入費等(借入金利子相当額)

### ● 補助額

区分	補助対象費用の内容	補助限度額
除却等費	危険住宅の除却等に要する費用	97万5千円
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設、購入等に要する資金を金融機関から借入れた場合の借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額	731万8千円 (・ 建物 465万円 ・ 土地 206万円 ・ 敷地造成 60万8千円)

工事請負契約前(工事着手前)に補助金交付申請をし、補助金交付決定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。

## 注意事項

- 補助金交付決定を受ける前に工事請負契約や工事に着手している場合は、補助金を交付することができません。
- 原則、移転前の住宅は除却しなければなりません。
- 建物助成費は金融機関からの借入金利子総額に対して一括補助するため、借入金の繰上げ返済はできません。
- 移転後の住宅を新築する場合、新築後の住宅は省エネ基準に適合させてください。

## ●事業の主な流れについて

### ステップ 1 対象区域内であるか確認

土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）内に建っている建築物であるか確認してください。

「土砂災害情報マップ愛知県」で確認できます。

土砂災害情報マップ愛知県



### ステップ 2 事前相談書の提出

補助を希望される方は、**移転の前年度の8月末**までに事前相談書を提出してください。  
⇒補助対象となるかの確認をします。

### ステップ 3 補助金の交付申請

**工事着手前（工事請負契約前）**かつ**当該年度の6月の第3金曜日**までに提出してください。

⇒審査後、補助金交付決定通知書を通知します。  
（通知後、工事着手できます）

### ステップ 4 着手届の提出

**補助金の交付決定日**又は**工事着手予定日のいずれか遅い日から30日以内**に着手届を提出してください。

### ステップ 5 工事完了

**工事完了日から30日以内**かつ**当該年度の2月末日**までに完了実績報告書を提出してください。

⇒審査後、補助金確定通知書を通知します。

### ステップ 6 補助金請求

補助金交付請求書を提出してください。  
⇒審査後、補助金が支払われます。

（お問い合わせ先）

名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築安全推進課 建築防災係  
〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（西庁舎2階）

電話 052-972-2935

